

～給与所得者の特定支出控除について～

〔平成 25 年分の所得税から適用〕

【特定支出控除の改正】

給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われ、給与所得者の実額控除の機会が拡大されました。

《範囲の拡大》

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加されました。

《適用判定の基準の見直し》

適用判定の基準が給与所得控除額の 2 分の 1（改正前：給与所得控除額の総額）に緩和されました。

※ 改正後の制度は、平成 25 年分の所得税から適用できます。

【特定支出控除の概要】

特定支出控除は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の 2 分の 1（最高 125 万円）を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度です。

特定支出とは、以下の①から⑥に掲げる支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたものです。

項 目	内 容
① 通 勤 費	通勤のために必要な交通機関の利用等のための支出
② 転 居 費	転任に伴う転居のための支出
③ 研 修 費	職務の遂行に直接必要な知識等を習得するための研修に要する支出
④ 資 格 取 得 費	資格を取得するための支出でその者の職務に直接必要であるもの

<p>⑤ 帰宅旅費</p>	<p>転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合等において、勤務する場所と配偶者が居住する場所等との間の旅行に要する支出</p>
<p>⑥ 勤務必要経費 (図書費・衣服費・ 交際費等) ※上限 65 万円</p>	<p>職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出</p>

(注) その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における、その補填される部分は特定支出には含まれません。

【特定支出控除の適用を受けるために必要な手続等】

特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書を添付する必要があります。

また、確定申告書等の提出に当たっては、特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類(領収証等)を添付するか又はその提出の際に提示しなければならないこととされています。

※ 領収証等については確定申告の際に必要なことから、保存しておく必要があります。

※ 明細書等の様式は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

○ 特定支出控除について詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) に掲載している「平成 25 年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の特例の概要等について(情報)(平成 24 年 9 月 12 日)」をご覧ください。

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署におたずねください。